

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部 都市計画課
委 託 業 務 番 号	令和7年度 長都計第000026号
委 託 業 務 名 称	豊公園駐車場管理委託業務
委 託 業 務 場 所	長浜市港町他
業 務 の 概 要	長浜市豊公園駐車場に設置されている駐車料金徴収等のシステム機器について、当該駐車場及びその周辺の安全と駐車場利用者の便益に配慮し、適正な管理業務を行い、長浜市による駐車場運営を補助することを目的とする。
履 行 期 間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
契 約 年 月 日	令和7年4月1日
契 約 額 (税 込)	月額 225,500円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 大阪府大阪市西区立売堀1丁目6番17号 [商 号 又 は 名 称] アマノマネジメントサービス株式会社大阪支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本件は、長浜市豊公園駐車場料金システムについて障害対応や遠隔操作を含む管理業務を委託するものであり、当該駐車場に導入されている料金システム機器の内部構造を熟知する製造メーカーでなければ管理業務を行うことができない。 従って、製造メーカー(アマノ株式会社)の駐車場運営管理部門のグループ会社であるアマノマネジメントサービス株式会社の大阪支店を選定した。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。